

17 順天堂大学医学研究科と立教大学理学研究科との間における学生交流に関する覚書（抜粋）

施行 2007年8月1日

2007年8月1日に順天堂大学と立教大学との間において締結された協定書に基づき、順天堂大学大学院医学研究科と立教大学大学院理学研究科（以下、「両大学院」という。）との間における学生交流は、この覚書により実施する。

1. 両大学院に在学する学生が、協定先の大学院研究科（以下「相手大学院」という。）において授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、相互にその履修を許可し、その履修方法等については、相手大学院の規定によるものとする。また、履修を許可し認定することのできる単位数は、当該学生が所属する大学院研究科（以下「自大学院」という。）の規則に定めるところによるものとする。
2. 両大学院が受け入れる学生の身分は、順天堂大学においては「大学院交流学生」、立教大学においては「特別聴講生」と呼称するものとし、その身分は、受け入れた大学の規則に定めるところによるものとする。
3. 両大学院が履修を許可する授業科目は、両大学院において協議によって定めるものとする。
4. 両大学院は、交流学生候補者を所定の様式により相手大学院に推薦し、推薦のあった候補者の内から相手大学院は交流学生を決定する。
5. 両大学院は、受け入れた学生が履修した授業科目の成績評価および単位認定を自大学院の学生と同様の方法によって行い、適宜、当該学生の成績等の学習状況等を相手大学院に通知するものとする。
6. 両大学院は、受け入れた学生が履修する上で必要な設備の利用について、便宜を供与するものとする。
7. 両大学院は、受け入れた学生の授業料は、徴収しないものとする。
8. 学生は、交流学生として在学する期間、災害事故に係る対応として、学生教育研究災害傷害の保険に加入することを義務付けるものとする。
9. 相手大学院において、学生が関与する事故が生じた場合、事故発生の状況等について調査の上、両大学院が協議して対処するものとする。
10. 学生は、在学して知り得た事項等、それぞれの大学の守秘義務等の諸規定の遵守を義務付けるものとする。
11. 両大学院は、この覚書を運用するにあたり、それぞれの大学の定めるところにより、相手大学院に所属する教員のうちの若干名を、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）として委嘱することができる。
12. 客員教員は、本覚書に関連する教育等に関する委員会等に参加することができるものと

する。なお、客員教員における学生への教育等指導内容やそれに伴う諸手当等は、それぞれの大学において、これを行うものとする。

13. この覚書は、必要に応じ両大学院の協議により変更できるものとする。